

2020年(令和2年)度 第3回東京都細胞検査士会役員会議事録 記

CoViD-19の感染拡大、非常事態宣言発令されている中、感染リスクを避けるため ZOOM 使用した Web 形式による役員会を開催した。

日時: 2021年1月30日(土) 14:00 ~ 15:15

開催方法: WEB 会議

出席者: 阿部仁、五十嵐清子、和泉智子、稲垣敦史、岡俊郎、片山博徳、河村淳平、岸本浩次、窪田知美、郡秀一、小松京子、笹井伸哉、佐々木陽介、鈴木美那子、澁木康雄、関根正喜、宅見智晴、寺尾暁子、中島研、三宅真司、葉山綾子、古田則行、向山淳児、藪下竜司

委任状: 青木裕志、浅見英一、池畑浩一、梅澤敬、金室俊子、鎌田久美子、濱川真治、藤山淳三、町田知久、若槻よしえ

欠席者: 中島弘一

(敬称略、50音順)

I. 開会

会則第 38 条により、過半数の役員の出席により令和元年度東京都細胞検査士会役員会が成立したことを庶務代表幹事宅見氏より報告された。(役員 35 名中 24 名出席、委任状 10 通、欠席 1 名)

II. 議長選出

三宅会長より議長として笹井副会長が指名された。

III. 議事

議 題

審議事項

1. 学術研修会の Web 開催に関連する東京都細胞検査士会会則の変更について
2. 東京都細胞検査士会会則第1章総則(事務所)第2条の変更について
3. 第56回東京都細胞検査士会学術研修会(実施委員長: 郡秀一)について
4. 第56回東京都細胞検査士会学術研修会学術研修会実施計画について
5. 令和2年度第1回東京都細胞検査士会定期総会の開催方法について
6. 学術研修会症例提示用フォーマットについて

審議事項

1. 東京都細胞検査士会総会、臨時総会、役員会、臨時役員会の紙面、電子媒体等を用いた開催に関する会則の改定について
承認され総会承認議案となった。

現行	変更案
<p>(開催)</p> <p>第 26 条 定時総会は、東京都細胞検査士会学術研修会時に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 幹事が必要と認め、役員会に招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 議決権の 10 分の1以上を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が幹事であったとき。</p>	<p>第 26 条(追記)</p> <p>3 社会情勢等により定時総会に会員の参集が困難なとき紙面、電子媒体等を用いた定時総会、臨時総会を開催することができる。</p> <p>4 紙面、電子媒体等を使用した総会は、会長が必要とし、役員会を招集し、承認を得て開催することができる。</p>
<p>(招集)第 27 条 総会は、役員会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。</p> <p>2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。</p>	<p>(招集)第 27 条 総会は、役員会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。</p> <p>2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、<u>総会に出席困難な会員</u>が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。</p>
<p>(議長)</p> <p>第 28 条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。</p>	<p>(議長)第 28 条(追記)</p> <p>2 紙面、電子媒体等の総会の議長は会長が推薦する。</p>
<p>(議決)</p> <p>第 29 条 総会の議事は、総会に出席した会員の3分の 2 以上をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、会員として表決</p>	<p>(議決)第 29 条(追記)</p> <p>3 紙面、電子媒体等を用いた総会による議決は、紙面、電子媒体等の参加した会員3分の 2 以上の承認を得るものとする。</p>

<p>に加わることはできない。</p>	
<p>第 34 条 役員会・代表役員会は、通常及び臨時の2種とする。</p> <p>2 通常役員会・通常代表役員会は、毎事業年度2回以上開催する。</p> <p>3 臨時役員会・臨時代表役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めるとき。</p> <p>(2) 会長以外の幹事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を役員会の日とする役員会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした幹事が招集したとき。</p> <p>(4) 第 18 条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。</p>	<p>(5) (追記)</p> <p>社会情勢等により役員の現地参集が困難な場合、紙面、電子媒体等を用いた役員会・代表役員会及び臨時役員会・臨時代表役員会を開催することができる。</p>

この会則は2021年3月13日から施行する。

2. 東京都細胞検査士会会則第1章総則(事務所)第2条 の変更について

* 癌研有明病院法務・知財室担当者様より、事務局として実体のないのに名前だけ会則に記載するのは避けた方が良いとの指摘を受けました。会則上の(事務所)事務局所在の変更について審議した結果、文言が曖昧すぎる、会計通帳等に支障がないか再度確認をとることとし、継続審議となった。

現行	変更案
<p>第1章総則 (事務所)</p> <p>第2条 この会は、主たる事務局を東京都江東区有明3-8-31(公益財団法人)がん研究会 有明病院臨床病理センター細胞診断部内に置く。</p>	<p>第1章総則 (事務所)</p> <p>第2条 この会は、事務局を会長もしくは庶務代表幹事の所属部署内に置く。</p>

3. 「第56回東京都細胞検査士会学術研修会(実施委員長:郡秀一)の開催について」

1) Webによる研修会開催について

承認された。

2) 第56回東京都細胞検査士会学術研修会の開催日程と開催形式について

開催日時・形式

2021年 3月20日(土)から4月4日(日)まで オンデマンド形式のWEB開催

(録音録画ファイルの配信によるオンデマンド開催)

承認された。

3) 第56回東京都細胞検査士会学術研修会の開催方法案について

(1) 参加者の登録は、事前登録制とし、氏名、細胞検査士番号の記入を必須とする。

(2) 一定時間、視聴したものに単位を与える。

(3) 参加短冊は参加者へメールで送り印刷してもらおう。

(4) 研修会でアンケートを実施する。

(5) 症例検討のホームページへの公開はいつも通り行う

(1)～(5)項目について承認された。

4. 第56回東京都細胞検査士会学術研修会学術研修会実施計画について

学術研修会実施計画・プログラム案について承認された。

5. 令和2年度第1回東京都細胞検査士会定期総会の開催方法の対応について

研修会案内ハガキ、電子媒体を使用しての開催が**承認された。**

6. 学術研修会症例提示用フォーマットについて

症例提示用スライドフォーマット、東京都細胞検査士会学術研修会 症例検討会症例提示用スライド作成要領、東京都細胞検査士会学術研修会 症例検討会症例提示用スライド作成要領(担当座長用)すべて承認された。